

市民参加条例（案）正誤表

別紙『資料1』及び『資料2』の市民参加条例（案）の各条文につきまして、次のとおり修正させていただきます。

誤	正
<p>（市民参加の対象）</p> <p>第6条 実施機関は、次に掲げる施策等を実施しようとする場合は、<u>市民参加を求めるものとする</u>。ただし、緊急その他やむを得ない理由があるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 市の基本構想、基本計画その他<u>施策等</u>の基本的な事項を定める計画等の策定又は変更</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の<u>いずれかに</u>該当するものは、市民参加の対象としないことができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>3 実施機関は、第1項<u>ただし書き</u>の規定により市民参加を実施しなかったときは、その理由を公表しなければならない</p> <p>（市民参加手続の方法）</p> <p>第7条 略</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) ワークショップ手続（市民と実施機関及び<u>市民同士</u>の自由な議論により、市民意見の方向性を見出すことを目的とする手続をいう。）</p> <p>(4)～(6) 略</p>	<p>（市民参加の対象）</p> <p>第6条 実施機関は、次に掲げる施策等を実施しようとする場合は、<u>市民参加を求めなければならない</u>。ただし、緊急その他やむを得ない理由があるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 市の基本構想、基本計画その他<u>施策</u>の基本的な事項を定める計画等の策定又は変更</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の<u>各号のいずれかに</u>該当するものは、市民参加の対象としないことができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>3 実施機関は、第1項<u>ただし書</u>の規定により市民参加を実施しなかったときは、その理由を公表しなければならない。</p> <p>（市民参加手続の方法）</p> <p>第7条 略</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) ワークショップ手続（市民と実施機関及び<u>市民相互</u>の自由な議論により、市民意見の方向性を見出すことを目的とする手続をいう。）</p> <p>(4)～(6) 略</p>